

公益認定等委員会 だより

リニューアル
第3号(その10)
平成24年
2月1日発行



三浦綾子記念文学館(北海道)

(事務局から)
「移行動向アンケート調査概要」のとおり、内閣府へ申請を検討している法人のうちその6割から申請をいただいております。引き続き『柔軟かつ迅速』な審査を進めてまいりますので、これから申請される法人におかれましては、早期の申請をよろしくお願いいたします。

<目次>

P2 移行動向アンケート調査概要

P4 公益法人活動紹介

～③(公財)三浦綾子記念文化財団～

P5 公益法人活動紹介

～④(公社)Civic Force～

P7よくある誤解への回答

P8申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況 (平成24年1月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1605	477	1037	91
移行認可	1153	465	649	39
新規認定	126	33	75	18

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

国所管の特例民法法人の移行動向調査結果

内閣府では、国が所管する特例民法法人の移行動向について、現在の主務官庁を通じて以下のとおり調査を実施しました。その結果についてご紹介します。

※平成20年12月1日の新公益法人制度の施行に伴い、従前の公益法人(特例民法法人)は、5年以内に、新制度の下での公益法人か一般法人への移行申請を行うことが必要。
※制度施行から3年経過するのに合わせ、未申請の法人について、その状況を把握するため調査を行ったもの。

【移行動向調査結果の概要】

- ・調査期間:平成23年10月7日～11月15日
- ・調査対象:未申請の国所管特例民法法人(3,915法人)
- ・回答法人数:3,872法人

○国への申請済み法人(平成24年1月31日時点)

2628法人(国所管への申請が見込まれる法人のうち約6割の法人数)

○移行予定先

公益法人への移行認定:38.2% 一般法人への移行認可:49.2% その他:12.6%

○申請予定先

内閣府:61.7% 都道府県:34.7% 未定:3.7%

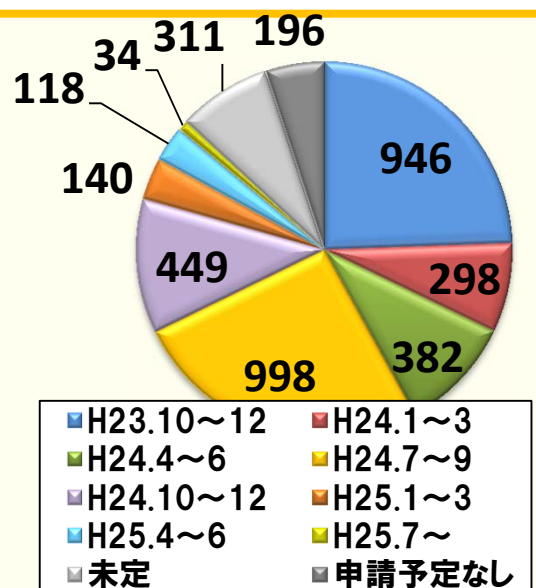
○現在、**74%の法人**が既に方針を固め申請書の作成等の準備に着手しており、今後の方針を検討中の法人を合わせると**約98%**の法人が移行申請に向けて動き出しているところです。

○今後は、申請が**平成24年7月～9月の間に集中**することが想定されています。



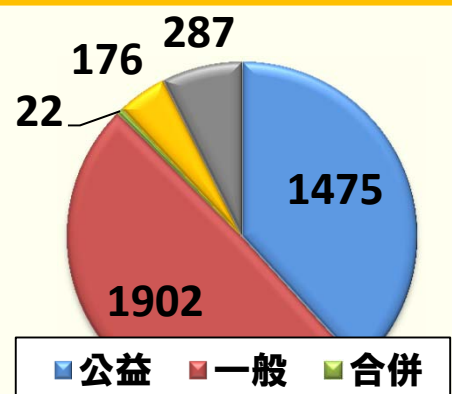
問1 申請予定時期について

選択肢	法人数	割合
ア. 平成23年(10～12月)	946	24.4%
イ. 平成24年(1～3月)	298	7.7%
ウ. 平成24年(4～6月)	382	9.9%
エ. 平成24年(7～9月)	998	25.8%
オ. 平成24年(10～12月)	449	11.6%
カ. 平成25年	292	7.5%
キ. 未定	311	8.0%
ク. 申請の予定なし ※解散・消滅合併予定の場合等	196	5.1%
計	3,872	100.0%



問2 移行予定先について

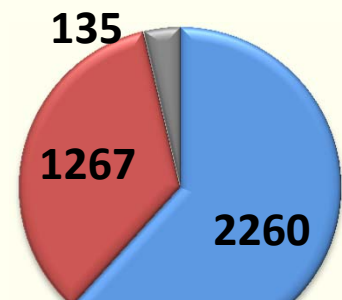
選択肢	回答数	割合
ア. 公益法人への移行認定	1,475	38.2%
イ. 一般法人への移行認可	1,902	49.2%
ウ. 他法人との合併による消滅	22	0.6%
エ. 解散	176	4.6%
オ. 未定	287	7.4%
計	3,862	100.0%



問3 申請予定先について

選択肢	回答数	割合
ア. 内閣府	2,260	61.7%
イ. 各都道府県	1,267	34.6%
ウ. 未定	135	3.7%
計	3,662	100.0%

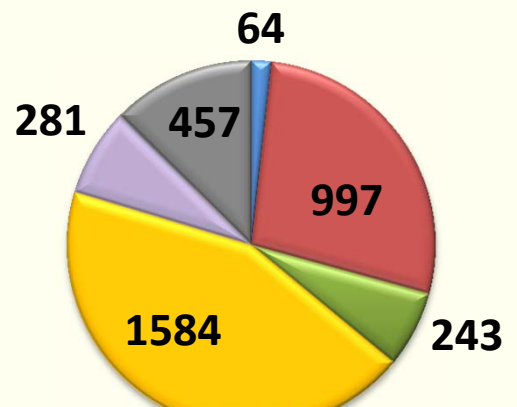
※問3～問5については、問2でウ（合併）又はエ（解散）と回答した法人を調査対象から除外している。



■ 内閣府 ■ 都道府県 ■ 未定

問4 移行希望時期について

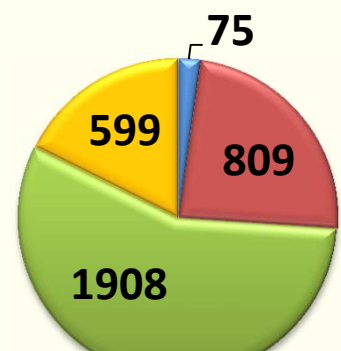
選択肢	回答数	割合
ア. 平成 24 年 1 月	64	1.8%
イ. 平成 24 年 4 月	997	27.5%
ウ. 平成 25 年 1 月	243	6.7%
エ. 平成 25 年 4 月	1,584	43.7%
オ. 平成 25 年 12 月	281	7.7%
カ. その他	457	12.6%
計	3,626	100.0%



■ H24.1 ■ H24.4 ■ H25.1
■ H25.4 ■ H25.12 ■ その他

問5 現在の検討状況について

選択肢	回答数	割合
ア. まだ着手していない	75	2.2%
イ. 今後の方針（移行予定先等）について検討している	809	23.9%
ウ. 今後の方針がおおむね固まり、申請書の作成に必要な準備を進めている	1,908	56.3%
エ. 申請書の作成に必要な準備がほぼ終わり、現在申請書を作成している	599	17.7%
計	3,391	100.0%



■ 未着手 ■ 方針検討中
■ 申請書作成準備中 ■ 申請書作成中

平成24年度は申請の集中が予想されますので、これから申請される法人におかれましては、早期の申請をお願いいたします。

公益法人の活動紹介

内閣府では、新制度の公益法人の活動を広く国民の皆様にご紹介しています。今回は北海道に公益法人として認定され、平成22年2月1日から公益財団法人として活動されている「(公財)三浦綾子記念文化財団」と内閣府に公益法人として認定され、平成21年12月25日から公益社団法人として活動されている「(公社) Civic Force」にご寄稿いただきましたので、ご紹介いたします。

～③公益財団法人 三浦綾子記念文化財団～

三浦綾子の生涯

三浦綾子は大正11年旭川に生まれました。肺結核のため24歳から13年間療養し、そのうちの5年間は脊椎カリエスにより寝返りも打てない日々を過ごしました。しかし、三浦光世氏との出会いを契機として奇跡的な回復を遂げ37歳で結婚します。昭和39年42歳の時に応募した小説『氷点』が朝日新聞社の一千万円懸賞小説に当選し一大ブームを巻き起こします。一躍人気作家となった三浦綾子は『塩狩峠』『泥流地帯』『母』『銃口』などの名作を次々に著しました。「人はいかに生きるべきか」というテーマを追求するその真摯な姿勢は世界中の読者に感動を与え累計出版部数は4,000万部を超え、18カ国で出版されています。



文学館の展示と活動

メインテーマは「ひかりと愛といのち」。
5つの展示室に分かれています。企画展は年間3回開かれており好評をいただいております。ほかにコンサートや朗読会などバラエティーに富んだ40回を超えるイベントを開催し、文学に関心のない方にもご来館いただけるよう努力しています。
こうした企画展やイベント情報は、年二回発行される館報「みほんりん」や、ホームページにて提供しています。また、東日本大震災の被災地に三浦綾子の本を送る活動を展開中です。お持ちの三浦作品のご提供や募金をお呼び掛けています。



生誕90年の記念事業

2012年は三浦綾子生誕90年の節目の年です。これを記念し特別な企画展やイベントを行います。その中でもメインの企画展は「星野富弘・花の詩画&三浦綾子との絆」展です。生前親交のあった詩画家・星野富弘氏の作品を展示し三浦綾子との交流の様子を展示します。

また、「三浦綾子作文賞」は従来全国の小・中・高校生を対象とした自由作文の募集ですが、今回は記念事業として、特別賞の設定や三浦作品の課題図書感想文を募集する予定です。

(P 5へ続きます)

文学館のオープンと設立経過



三浦綾子記念文学館は平成10年、旭川の中心部にほど近い「外国樹種見本林」(小説『氷点』の舞台)にオープンしました。市民運動を原点として全国15,000人を超える方から寄せられた募金を基に民立民営の文学館として建設されました。開館以来40万人を超す来館者が訪れる旭川市を代表する施設となっております。

生誕90年の記念事業（続き）

「三浦文学ゆかりの地を訪ねる一日旅」は「三浦綾子最後の小説『銃口』の舞台を訪ねて～炭鉱の町、歌志内・赤平を巡る」と題して行います。歌志内は三浦綾子が初めて小学校教師として赴任した重要な場所です。勤務した小学校や下宿の跡を辿ります。隣町の赤平市では公開されている旧住友炭鉱の巨大な縦坑を見学し炭鉱の町として隆盛を極めた頃の面影を偲びます。ます。昼食にはガンガン鍋という独特な鍋料理を食べるなどバラエティー豊かな企画です。他にもジャズやサックス、ゴスペルによるクリスマスコンサート、落語、朗読会など大小40回を超えるイベントが企画されており、文学にアレルギーを持つ方にも楽しんでいただけるものと思います。

ぜひ三浦綾子記念文学館にお越し下さい。毎日が新鮮な発見の連続です！

三浦綾子記念文学館へのアクセス

三浦綾子記念文学館は、北海道旭川市神楽7条8丁目2-15にあり、JR旭川駅からはタクシーで約5分程度で着きます。旭川市にいらしたときは、是非お立ち寄りください。

詳しくはHP <http://www.hyouten.com/>をご覧ください。



～④公益社団法人Civic Force～

東日本大震災における支援活動

（公社）Civic Forceは、国内の大規模災害支援の専門団体です。**企業・行政・非営利組織（NPO）が連携して、かつてないスピードで質の高い支援を提供すること**を目的に、2009年に設立されました。

法人設立以来最初の大規模なミッションとなった東日本大震災では、発災直後に、連携する静岡県袋井市の倉庫から支援物資を都内に向けて移送するとともに、企業各社への呼びかけを開始し、3月12日にチャーターヘリで被災地に入りました。そして、**現地の自治体や各種団体との緊密な連携のもと、特に被害が大きく支援が行き届いていない宮城県北部を中心に緊急支援をスタート**しました。



発災から数カ月間は、主に宮城県気仙沼市や南三陸町などの体育館や公共施設に避難する数万人の生活支援物資輸送のほか、南三陸町での仮設風呂の建設・運営、有人離島「大島」の人々の足となる大型カーフェリー就航事業などを実施してきました。こうした迅速かつ大規模な展開を可能としたのは、皆さまからの多大なるお力添えのおかげです。



（P 6へ続きます）

東日本大震災における支援活動（続き）

緊急時から復興支援フェーズに入った今、Civic Forceは、被災地の新しい課題に対応すべく、協働するNPOとともに、長期的な復興を見据えたまちづくりのサポートや産業復興支援など多岐にわたる事業を継続しています。2011年12月には、皆様からの寄付金を原資とする産業復興支援基金「一般財団法人東北共益投資基金」を正式に設立し、**地域のつながりを新生する新たな地場産業モデルを創出する“共益投資”事業をスタート**しました。そのほか今後は、自治体と連携した復興政策立案協力や医療サービスへのアクセス改善などの事業も進めていく予定です。



次の災害に備えて

災害は、いつ、どこで起きるか分かりません。今回のような被災地支援と並行して、Civic Forceでは、次の災害に向けた準備を進めています。弊団体は、震災以前から企業・行政・地域の方々と連携し、災害時にかつてないスピードで質の高い支援を提供するための準備を進めてきました。

東日本大震災直後から活動をスタートできたのは、まさにこれまでの準備なくして成し遂げられませんでした。こうした教訓から、現在、緊急支援体制の再構築と機能拡充のために、企業、行政、NPO、専門機関などと連携した**災害時行動計画（コンテンジェンシープラン）**を策定して災害時に備えるとともに、住民参加型の訓練などを通して、災害に強い地域づくりを目指します。

さらに、今後も起こりうるアジア太平洋地域の災害において、一刻も早く、一人でも多く救うための即応体制として、各国の経済界、NGOなどの民間セクターが連携し資金と情報を迅速かつ効果的に提供しあえる相互支援型の体制構築を目指して、準備を進めています。

災害救援のプロとして、今後も的確な支援を行ってまいります。

Civic ForceのHPはこちら <http://civic-force.org/>です。

東日本大震災における支援活動や次の災害に備えた活動については、HPの『活動報告』欄や動画、facebook[英語版]などでより詳細な情報をご覧ください。

また、週1回配信のメールマガジン (<http://civic-force.org/mailmag/>) でも活動内容についてご紹介しています。

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

（応募手続き）

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム <https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html> から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

（留意事項）

- ・特例民法法人、一般法人は対象ではありません。
- ・掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- ・ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- ・大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

（本件問合せ先）

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

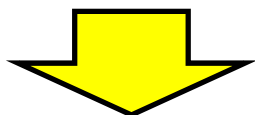
TEL：03-5403-9528、9533、9524 e-mail: koueki-info@cao.go.jp

よくある誤解への回答

公益認定等委員会には、新公益法人制度への移行申請について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、新たに一般法人を設立し、公益法人への衣替えを目指す法人からよくあるお問い合わせについてご説明します。

【質問】

当法人は、設立間もない新規法人であるため、過去の活動実績がありません。このような法人でも公益認定を受けることは可能でしょうか。また、申請書の記載の際に注意した方が良い点があれば、教えてください。



【回答】

1. 公益認定の審査は、申請法人の公平性を保つため、既存法人、新設法人のいずれにも同様の基準を適用(FAQの I 10①(P. 83))して行っており、活動実績が全くない事業でも事業計画が明確であれば、公益認定を受けることは可能です。なお、これまで新規に設立した法人で、75件(内閣府に申請されたもの、平成24年1月末)が公益認定を受け、活動されています。

※申請の手引き(認定編)Ⅱ-4、P15にある「【数年後に実施予定の事業】」でも、活動実績のない事業であっても公益認定を受けられる旨の説明をしておりますので、参照してみてください。

2. 新規法人の申請においてよく見受けられる問題点としては、「財政基盤の明確化」(FAQの V I ①(P. 174))、「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」(FAQの V I ①(P. 175))といった点について、記載の具体性に欠けるなどの理由から、事業計画の実現性について、判断する材料が不足する傾向が見受けられます。

また、添付書類について、一般法人が設立事業年度に申請する場合で、当該事業年度が1年未満の場合は、翌事業年度(1年間)の事業計画書と収支予算書が必要になる点も見落としがちですのでご注意ください。

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。

なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によるある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、3月の窓口相談については、2月8日（水）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

本年度は地方での開催も拡充しております。

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

なお、次回の合同相談会（2月16日（木）に東京で開催）については、2月6日（月）まで参加申込を受け付けております。相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）。